

## 1. 小中学校の現状

### (1) 児童生徒数の推移と今後の見込み

小美玉市の合併当時、平成18年5月1日の小学校児童数は3,188人、中学校生徒数は1,629人でありました。全国的に少子化が進む中で、小美玉市においても、平成29年度には小学校2,820人、中学校1,460人と推測され、平成18年度との比較で、小学校が約12%の減、中学校が約10%の減となる見込みです。現状のまま推移すれば、将来減少幅はさらに大きくなるものと考えられます。

#### ○小学校の児童数の推移

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小川小学校	399	390	407	385	395	387	373	379	366	358	354	358
野田小学校	237	254	235	233	258	234	248	252	264	273	274	269
上吉影小学校	197	203	209	210	204	200	184	175	154	143	135	135
下吉影小学校	85	80	80	76	75	79	76	86	79	77	77	71
橘小学校	244	231	218	212	207	209	200	202	192	185	177	178
<b>小川地区小計</b>	<b>1162</b>	<b>1158</b>	<b>1149</b>	<b>1116</b>	<b>1139</b>	<b>1109</b>	<b>1081</b>	<b>1094</b>	<b>1055</b>	<b>1036</b>	<b>1017</b>	<b>1011</b>
竹原小学校	354	354	355	343	334	316	308	295	289	284	262	251
羽鳥小学校	503	471	450	462	452	466	462	467	495	517	519	534
堅倉小学校	370	368	375	373	348	357	382	385	371	378	375	350
納場小学校	340	335	330	317	315	313	313	322	327	316	314	318
<b>美野里地区小計</b>	<b>1567</b>	<b>1528</b>	<b>1510</b>	<b>1495</b>	<b>1449</b>	<b>1453</b>	<b>1465</b>	<b>1469</b>	<b>1482</b>	<b>1495</b>	<b>1470</b>	<b>1453</b>
玉里小学校	235	241	234	238	243	237	221	209	200	193	182	169
玉里北小学校	158	167	161	162	162	157	168	151	142	128	130	131
玉里東小学校	66	69	67	65	62	65	65	66	67	66	65	56
<b>玉里地区小計</b>	<b>459</b>	<b>477</b>	<b>462</b>	<b>465</b>	<b>467</b>	<b>459</b>	<b>454</b>	<b>426</b>	<b>409</b>	<b>387</b>	<b>377</b>	<b>356</b>
<b>合 計</b>	<b>3188</b>	<b>3163</b>	<b>3121</b>	<b>3076</b>	<b>3055</b>	<b>3021</b>	<b>3000</b>	<b>2989</b>	<b>2946</b>	<b>2918</b>	<b>2864</b>	<b>2820</b>

## ○中学校の生徒数の推移

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小川南中学校	333	331	317	313	307	305	300	299	306	296	305	290
小川北中学校	285	248	250	228	234	207	231	247	282	263	261	231
美野里中学校	760	788	789	767	775	766	756	736	744	736	723	709
玉里中学校	251	253	242	245	225	228	217	240	229	245	224	230
<b>合 計</b>	<b>1629</b>	<b>1620</b>	<b>1598</b>	<b>1553</b>	<b>1541</b>	<b>1506</b>	<b>1504</b>	<b>1522</b>	<b>1561</b>	<b>1540</b>	<b>1513</b>	<b>1460</b>

## (2) 学校規模の状況

小学校の全体の学級数は、昭和61年度が159学級と最も多く、その後児童数の減少とともに平成23年度では131学級となり、約18%の減少となっています。12学級以下の学校は12校中7校あり、小規模校の割合が半数を超えている状況です。

中学校の全体の学級数は、平成3年度が66学級と最も多く、平成23年度では、52学級となり約21%の減少となっています。12学級以上ある学校は4校中1校しかなく、適正学級数以上の学校は美野里中学校のみとなっています。

## 2. 小美玉市の学校教育が目指すべき方向性

## (1) 学校で形成する人間像と能力

学校は子ども一人一人が受け入れられ、安心して学ぶことができ、自己肯定感を得られる場所でなければなりません。これからの社会を構成し、社会に貢献する自立した人間を育成するには、学校教育を通じて自己肯定感と、それを基盤とする自己有用感を形成することが不可欠です。

小美玉市では学校教育を通じて

「社会規範を身につけ、他人を思いやることができる」

「他人に迷惑をかけず、物事の善悪をしっかりと判断できる」

「困難に負けず、たくましく生きる」

等の人間としての生きる力を育成できるよう目指します。

また、次のような能力を伸ばしていける教育を目指します。

「読み書きや計算などの基礎学力」

「相手を思いやる気持ちや社会規範」

「自分で調べたり考えたりする力」

「人間としての自分の生き方を考える力」

「人前で自分の考えを分かりやすく述べる力」

「集団活動に参画し、協同的に問題解決する力」

しっかりとした知識や思考力を基盤に、人間としての生き方を考える力を身に付け、豊かな心と思いやりをもって他者と協力し合って、郷土を愛するところ豊かな人づくりを目指します。

## (2) 学校の在り方と取り組み

知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のすべての面にわたって、子ども一人一人に応じる教育活動と集団の中で子どもを成長させる教育活動、この両方の必要性が認識されています。そのために多様な学習形態や指導形態の工夫が求められており、その前提として学校が安全で、子どもたちが楽しく生き生きと過ごせ、お互いに信頼できる場所でなければなりません。また、教職員が教育活動に集中できる条件が整えられ、相互に協力的であるとともに、教職員と保護者、住民が率直に話し合える関係にあることも重要であります。開かれた学校づくりを推進し、魅力あふれる学校づくりを目指します。

## (3) 学校教育の実態と課題

今の子どもたちは知的な側面、社会的な側面の双方において基礎的な力は育っているものの、積極的に知識を獲得したり、人間としての在り方を考えたり、他者とかわったりする力の育成については課題を残しているのが現状です。

また、施設設備の安全、図書・教材の充実、教員の多忙という面で課題があり、施設の安全面では、学校は緊急時の避難場所にもなっていることから、学校施設の耐震化を迅速に進めることも課題であります。

全体的に、基礎的な教育活動と学習支援は充実しているものの、一人一人の個性に応じた指導や個や集団を活かす多様な指導形態、学習形態の工夫という面では課題を残しています。

多様な児童生徒が在籍し関わり合う学校では、児童生徒間の不適応や人間関係のトラブルを防止し、それらが発生したときには迅速に発見、解決することが求められます。本市の小、中学校でも日々そうした取り組みがなされて一定の成果を上げていますが、問題解決に時間がかかるケースもあることから、児童生徒の行動面、心理面での問題の防止、発見、対処の組織的な能力を高めることが求められています。

## (4) これからの学校のビジョン

### ①基本的な方向性

学校は、図書や教材等が充実した安全な環境の下で、子ども一人一人に目が行き届くとともに子ども同士が励まし合って成長する場所でなければなりません。また、教員同士が協力し合いながら授業の準備などに十分な時間をかけられる場所でなければ

なりません。本市の学校教育をさらによいものにしていくためには、これまで継続されてきた基礎的な教育活動と学習支援を維持していくとともに、一人一人の個性に応じた指導や個や集団を活かす多様な指導形態、学習形態の工夫、体験的学習活動などをより発展させることが求められています。

一人一人の子どもに目が行き届くためには学習集団が大きすぎないことが必要です。一方、子ども同士が励まし合ったり、多様な教育活動の工夫を行ったり、行動面や心理面の問題に柔軟に対応するためには一定の児童生徒数と教職員数が必要になることから、学校の適正規模を考える際には、この両面を考慮する必要があります。

## ②新しい学校づくりの検討

このような学校の在り方を実現するために学校の規模と配置を適正化するだけでなく、これまでにない新しい学校づくりを検討していく必要があります。

その際、小中一貫教育は一つの可能性として検討していきます。小中一貫校では、小学校と中学校の教職員がそれぞれの専門性を活かしながら協力し合って指導に当たり、義務教育9年間を見通した教育課程を編成したり、小学生と中学生が一体となった行事を実施したりすることができます。

また、本市の野田小学校で取り組みが始まっているコミュニティ・スクールも検討すべき可能性の一つです。コミュニティ・スクールでは、学校と保護者、地域住民との連携がいっそう充実し、学校でのさまざまな取り組みの可能性が広がるとともに、学校と地域との一体感が強化されてコミュニティづくりにも効果的です。

## 3. 学校規模の適正化についての基本的な考え方

### (1) 学校規模（学年の学級数）についての考え方

以上で述べてきたように、多様な子どもたちが交流し励まし合い、教職員が協力し合って多様な工夫あふれる教育活動を行うとともに、行動面や心理面での問題の防止・発見・対処を柔軟に行うためには、ある程度以上の学校規模が必要であると考え、本市における学校の適正規模を次のとおりとします。

#### (望ましい学校規模)

○小学校 学年2学級以上

○中学校 学年3学級以上

学年の児童数が20名未満になる小学校及び学年1学級になる中学校については優先的に対策を講じていきます。

## (2) 学級規模についての考え方

子どもたちが落ち着いた学校生活を送り、教員の目が一人一人の子どもに行き届くためには学級規模が大きすぎないことが必要です。

アンケートでは小、中学校とも、市民、保護者、小、中学校教員いずれも1学級あたり21～30名が望ましいとする割合が最も高い結果となりました。複式学級をつくらないことは、市民、保護者、小、中学校教員いずれからも重視すべきとされており、とりわけ小学校教員はその割合が高い傾向にありました。また、アンケートの自由記述では、大規模校において子ども一人一人に目が行き届かないのではないかという保護者や市民の懸念がうかがえました。

以上のことを踏まえ、本市における学級の適正規模を次のとおりとします。

### (望ましい学級規模)

○小学校及び中学校ともに1学級の規模は20～30名

36名以上の学級が生じないように配慮し、大規模校では子ども一人一人に目が行き届くよう学級規模に配慮していきます。

## (3) 教員配置についての考え方

以上のような学校・学級規模を実現するためには、教員配置の改善が必要となってきます。本市としては、教員配置の改善を県や国に要望するとともに、市独自の教員配置の可能性について検討していきます。

## 4. 学校配置の適正化についての基本的な考え方

### (1) 通学区域の見直しについての考え方

学校規模適正化のための通学区域の見直しは、アンケートにおいても市民、保護者、教員いずれにおいても高い割合で支持されました。また、通学時間や友人関係など多様な事情から保護者が自らの子どもを適切な学校に通わせることができるよう、通学区域の弾力的な扱いができるよう検討していきます。

その場合、後述の通学手段の他、通学区域の設定はコミュニティのあり方と密接に関わっていることから、子どもや保護者、地域住民の感情に十分配慮していきます。

## (2) 学校の統合についての考え方

学校の統合は学校規模適正化の一つの方法ではありますが、単にそれにとどまらず新しい学校づくりに向けての取り組みでもあります。アンケートでは、学校規模適正化のための学校統合は必ずしも高い支持を得ているわけではありません。とりわけ保護者が学校規模適正化の方法として学校統合を支持する割合は、小、中学校ともに4割未満でした。しかし、通学区域の見直しのみで適正な学校規模を実現することは困難であります。学校規模の適正化がこれまで述べてきたような子どもの教育環境の向上のために必要であるなら、学校統合を含めてその方策を検討すべきであると考えます。

以上のことから、学校規模適正化の方策として学校の統合を検討していきます。その場合、通学距離や通学上の安全面に配慮し、あくまでもそれが子どもたちの教育環境の向上につながるよう、新しい学校づくりという考え方を基に行っていきます。また、学校の統合はコミュニティのあり方と密接に関わっていることから、子どもや保護者、地域住民の感情に十分配慮し検討していきます。

## (3) 通学手段についての考え方

通学区域の見直しや学校統合を行うと、通学距離が遠くなり通学にこれまで以上の時間がかかるようになることが想定されます。それが子どもや保護者の過度の負担をもたらさないよう、スクールバスの運行など通学手段の保障について検討していきます。なお、スクールバスの運行などについて検討する際には、不公平感や学校教育への支障が生じないように十分に配慮していきます。

# 5. 適正化の進め方についての基本的な考え方

## (1) 市民の理解

学校規模・配置の適正化については、何よりも市民の皆様からの理解を得ることが大切です。とりわけ学校の配置は、子どもたちや保護者ばかりでなく、一般の市民にとっても重要な意味を持っており、学校はコミュニティの一つの拠点といえるからです。適正化の具体案を検討、決定する過程においては、市民の意向を踏まえ、市民に対して十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めてまいります。とりわけ、通学区域の見直しや学校統合の対象となる地域の住民に対しては、よりていねいな合意形成の手続きで進めてまいります。また、その際には、統合の対象となる学校の跡地や施設設備の活用についても、地域の意向を十分踏まえ、有効な活用方策を検討していきます。

## 6. その他

### (1) 基本方針の見直し

本基本方針は、今後の社会情勢や教育制度の変化等、方針に影響を与える変化が生じた場合には、必要に応じ見直しします。